

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第31号

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例

香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 香芝市障がい者計画等策定委員会の項の次に次のように加える。

香芝市障がい者福祉施設等事業者選定委員会	障がい者福祉施設等の民営化による移管先事業者及び公設民営化による運営委託事業者並びに公募による障がい者福祉施設等設置運営事業者の審査及び選定に関する事項	8人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
----------------------	--	------	--	------

別表第1に次のように加える。

香芝市みどりの基本計画策定委員会	みどりの基本計画の策定についての調査審議に関する事項	10人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
------------------	----------------------------	-------	---	------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。